

災害時の医療救護活動に関する協定書

(災害看護)

平成21年2月27日

災害時の医療救護活動に関する協定書

高知県内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、高知県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人高知県看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項による高知県地域防災計画、同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し、必要な事項を定める。

(看護師等の派遣)

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための看護師、保健師、助産師等（以下「看護師等」という。）の派遣を要請し、丙は、甲及び乙の要請に応じ看護師等を派遣する。

(医療救護活動計画)

第3条 丙は、甲又は乙の看護師等派遣要請に対し、迅速及び的確に対応するため、医療救護活動の計画（以下「医療救護活動計画」という。）を作成し、これを、甲に提出する。

2 丙は、前項の医療救護活動計画を作成するにあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行うものとする。

3 医療救護活動計画には、次の事項を定める。

- (1) 看護師等の編成
- (2) 看護師等の医療救護活動
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練
- (5) その他必要な事項

4 甲は、第1項の規定により提出された医療救護活動計画を乙に送付する。

(看護師等の派遣要請の手続)

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき看護師等の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を有する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 看護師等の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する看護師等の数
- (5) 看護師等の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで看護師等の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告する。

(看護師等の派遣の方法)

第5条 第2条の規定に基づく看護師等の派遣は、医療救護活動計画に基づいて行う。

(緊急時の看護師等の派遣)

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請を待たずに看護師等を派遣したときは、速やかに、その旨を甲及び乙に報告する。

(看護師等に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、看護師等に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙が派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行う。この場合、甲又は乙が指定する者は、丙が派遣する看護師等の意見を尊重するものとする。

(看護師等の業務)

第8条 看護師等は、原則として、甲又は乙が設置する救護所、医療救護所、救護病院、仮設救護病院、災害支援病院、広域災害支援病院等(以下「救護所等」という。)において、医療救護活動を行うものとする。

2 看護師等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急看護、看護、診療補助及び保健指導
- (2) 傷病者の救護所等への収容
- (3) 救護所等の衛生管理
- (4) 医師が行う被災者の死亡確認及び死体検案の補助
- (5) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 看護師等が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該看護師等が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(看護師等の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、看護師等の搬送、通信の確保等について、必要な措置を講ずるものとする。

(扶助金の支給)

第11条 甲又は乙は、災害救助法第24条(救助業務従事の命令)又は第25条(救助業務への協力命令)の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法第29条(扶助金の支給)及び同法施行令第13条(扶助金の種目)から第21条(打切扶助金)の定めるところにより扶助金を支給する。

(実費弁償)

第12条 甲又は乙は、災害救助法第24条(救助業務従事の命令)又は第25条(救助業務への協力命令)の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係る救助に要する費用は、災害救助法第33条(費用の支弁区分)及び同法施行令第11条(実費弁償)の定めるところにより弁償する。

(細則)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項につ

いては、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成21年2月27日から平成22年2月26日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙、丙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

(雑則)

第16条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先する。

この協定の締結を証するため、本書36通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年2月27日

甲 高知市丸ノ内1-2-20
高知県知事

乙 高知市本町5-1-45
高知市長

乙 室戸市浮津25-1
室戸市長

乙 安芸市矢ノ丸1-4-40
安芸市長

乙 南国市大堀甲2301
南国市長

乙 土佐市高岡町甲2017-1
土佐市長

乙 須崎市山手町1-7
須崎市長

乙 宿毛市桜町2-1
宿毛市長

乙 土佐清水市天神町11-2
土佐清水市長

乙 四万十市中村大橋通4-10
四万十市長

乙 香南市野市町西野2706
香南市長

乙 香美市土佐山田町宝町1-2
香美市長

乙 安芸郡東洋町生見758-3
東洋町長

乙 安芸郡奈半利町乙1659
奈半利町長

乙 安芸郡田野町1828-5
田野町長

乙 安芸郡安田町安田1850
安田町長

乙 安芸郡北川村野友甲1530
北川村長

乙 安芸郡馬路村馬路443
馬路村長

乙 安芸郡芸西村和食甲1262
芸西村長

乙 長岡郡本山町本山504
本山町長

乙 長岡郡大豊町高須231
大豊町長

乙 土佐郡土佐町土居194
土佐町長

乙 土佐郡大川村小松27-1
大川村長

乙 吾川郡いの町1700-1
いの町長

乙 吾川郡仁淀川町大崎124
仁淀川町長

乙 高岡郡中土佐町久礼6602
中土佐町長

乙 高岡郡佐川町甲1650-2
佐川町長

乙 高岡郡越知町越知甲1970
越知町長

乙 高岡郡椿原町椿原1444-
椿原町長

乙 高岡郡日高村本郷61-1
日高村長

乙 高岡郡津野町永野471-1
津野町長

乙 高岡郡四万十町茂串町3-2
四万十町長

乙 幡多郡大月町弘見2230
大月町長

乙 幡多郡三原村来栖野3.4.6
三原村長

乙 幡多郡黒潮町入野2019-1
黒潮町長

丙 高知市朝倉己825-5
社団法人 高知県看護協会
会 長